・交付申請前に事前協議を行ってください。
・工事請負契約する前に手続きをしてください。
・交付決定前に契約した場合、補助金が出ません。

ブロック塀等撤去費補助金　補助金交付手続きフロー

申　請　者		市
● 事前協議	→	● 現地調査等 必要に応じて
● 交付申請	→	● 現地調査等
添付書類　① 補助金交付申請書（様式第 2 号） ② 位置図 ③ 工事の概要がわかる図面 （撤去長さ、高さ、撤去方法（全部・一部）、撤去範囲） ④ 撤去後の診断カルテの改善計画（70 点以上であるもの）※一部撤去のみ ⑤ 工事前の全景写真（日付あり） ⑥ 工事見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む） ⑦ 誓約書 ⑧ その他市長が必要と認めるもの		
	←	● 交付決定 補助金交付決定通知書
● ブロック塀等撤去 工事請負契約		（一部撤去の場合） 必要に応じて ● 現地調査等
↓		
● 工事完了		
↓		
● 完了実績報告	→	● 現地調査等
添付書類　① 完了実績報告書（様式第 8 号） ② 工事請負契約書（金額の内訳、補助対象内外がわかるものを含む） 及び領収書の写し ③ 工事前後の全景写真 ④ 診断カルテの結果（70 点以上であるもの）※一部撤去のみ ⑤ その他市長が必要と認めるもの		
	←	● 補助金額の確定 補助金額確定通知書
● 補助金交付請求書	→	
	←	● 補助金の交付 口座振込